

別紙 1

<懲戒処分 1>

- 1 被処分者
本省係長級職員（63 歳 女性）
- 2 処分の種類
懲戒処分（減給 3 月 5 分の 1）
- 3 処分発令日
令和 7 年 9 月 12 日
- 4 処分の理由
国家公務員法違反
- 5 事案の概要

令和 5 年 4 月に再任用されてから、令和 7 年 2 月末に通勤経路を修正するまでの 1 年 11 か月間、自宅から最寄り駅までの通勤経路をバス利用で申請していながら、実際は親族運転の自家用車で送迎してもらうことにより、通勤手当（バス代）を不正受給していたもの。

<懲戒処分 2>

- 1 被処分者
本省係員級職員（27 歳 男性）
- 2 処分の種類
懲戒処分（減給 3 月 10 分の 1）
- 3 処分発令日
令和 7 年 9 月 12 日
- 4 処分の理由
国家公務員法違反
- 5 事案の概要

令和 6 年 5 月、勤務時間中に、ペットボトルに隠し持ったアルコール飲料の飲酒が確認され、嚴重注意を受けたにも関わらず、令和 7 年 5 月、再び、勤務時間中に同様の行為を繰り返したもの。